

朝鮮人学校の「完全閉鎖」をめぐる攻防（一九四九～五一年）

——愛知第六朝連小学校（宝飯郡小坂井町¹）の事例から——

松 下 佳 弘

論文要旨

一九四九年一〇月、日本政府は、全国約三六〇校の朝鮮人学校の閉鎖と約四万人の朝鮮人児童生徒の公立小・中学校への転校を都道府県に命じた。これまでの研究においては、これにより朝鮮人児童生徒の教育形態に四つの類型が成立したとされてきたが、それぞれの類型において、学校閉鎖と転入をめぐる行政側と朝鮮人側との実際の対応が具体的に検討されたわけではない。

本稿では、愛知県小坂井町（現豊川市）所在の愛知第六朝連小学校の事例により、一九四九年一〇月の同校に対する知事による閉鎖命令執行直後から、五一年一月に当校の朝鮮人児童が小坂井町立小・中学校への転校を完了し、「朝鮮人学級」が成立するまでの一年余りの時期において、朝鮮人教育施設の「完全閉鎖」を求める県・町による措置とそれに対抗する朝鮮人側の跡を明らかにする。

はじめに

一九四九年一〇月の朝鮮人学校閉鎖措置は、全国三六〇校の朝鮮人学校を強制的に閉鎖し、約四万人の児童生徒の公立小・中学校への転校を強制した事実として記憶されている。転校に際して、文部省は「学区については日本人児童、生徒と同様」にし、公立小中学校の「一般の学級に編入」させることを府県当局に求めた。しかし、実際の受け入れにあたる市町村の中には、一挙に多数の朝鮮人児童生徒の転入による校舎・教室不足が見込まれた上、朝鮮人側の強固な反対運動が展開されていたことから、この原則の適用が実施されなかった所も多かった。そのため、

文部省は「学力補充、その他やむを得ない事情があるときは、当分の間（朝鮮人だけの）特別の学級又は分校を設けることも差し支えない」と通知した。^② こうした状況から、同年一月以降の朝鮮人教育は、都道府県・市町村の対応と、それに対抗する地元の朝鮮人学校関係者の対応様態により、地方によってかなり異なる展開となった。ここには、在日本朝鮮人連盟（朝連）解散により全国組織を失った朝鮮人側が、独力で地元の行政当局と直接対峙せざるを得なかったという事情も作用したのであろう。

こうした地方による差異については、一九五二年に、雑誌『平和と教育』において、在日本朝鮮人教育者同盟の李珍珠が、「（一九四九年一月の強制閉鎖後の朝鮮人教育は）、彼我の力関係から三つの方向を辿るようになった」とした上で、①「分散し日本の学校に転入学を余儀なくされた」地域、②「学校を守り抜き…自主的に学校を運営している」地域、③「閉鎖の形式をとったあと、何等かの形で（公立学校の）朝鮮人学校や特設学級」による「民族的な教育」が行われている地域に類別している。^③ さらに、一九七三年には、小沢有作がこれを以下の四類型とした。Ⅰ閉鎖・転校を拒否し、「自主学校」として教育施設を継続したもの、Ⅱこれまでの教育施設を朝鮮人児童のみで構成される「公立学校」や「分校」としたもの、Ⅲ公立学校の中に「民族学級」を設置したもの、Ⅳ公立学校内でのⅡやⅢの方式はとらず、日本人と全て同じ教育としたものである。^④ この後の朝鮮人教育をめぐる研究や運動において、閉鎖措置以降の朝鮮人教育については、この四類型に基づく歴史叙述が定着した。^①がⅣ、^②がⅠ、^③がⅡ及びⅢにあたる。

こうした類型化も必要ではあるものの、単に類型化するに止まらず、類型Ⅰ「自主学校」を解体し、類型Ⅱから類型Ⅲへ、さらに「民族学級」すら存在しない類型Ⅳの状況へと追いやるうとする圧力が働き続ける一方、これに抵抗する朝鮮人側の力もかなり長期間働き続けたことに着目する必要がある。すなわち、類型は静態的なものではなく、動態的なものであり、このせめぎ合う力が攻防しながら、折れ合う地点は地域や時期により異なった。例えば、類型Ⅱ「公立学校・分校」について、朝鮮人学校を「自主的に廃校」させ、都立「移管」した東京都の事例、接収した校舎を朝鮮人児童のみを収容する市立小学校「分校」とした神奈川県の事例、翌年七月になって公立中学校「分校」一校を発足させた大阪府の事例など、攻防の経過は多様である。また、本稿事例が示すように、「公立学校・分校」をめぐる攻防の末、結果として類型Ⅲ「民族学級」となった所もある。一方、類型Ⅳのように日本人と同様の学区の小学校に転入させた後、一九五四年になって「民族学級」を発足させた京都市など、攻防が長期にわたった事例も確認できる。その際に、着眼すべきは次の二点である。

一つは、攻防の焦点が、朝鮮人学校を「分校」として認めるかという点にあったことである。本論で明らかにするように、朝鮮人側としては、

名目はどのような形であれ、日本人から分離して朝鮮人の子どもたちが原則的に朝から同じ教室で終日授業を受けることを求めている。類型Ⅱである。他方、行政の側ではこのような意味での「分校」を認めず、朝鮮人の子どもを分散して、日本人と同じ教室の中で少数者の位置におくことを求めている。類型Ⅲである。そして、この中間形態として、「分校」ではなく日本人と同じ校舎で学ぶものの、朝鮮人児童だけが朝から同じ教室で授業を受ける「分級」——資料上では、朝鮮人児童の「集団受入」による「特別学級」と称されることが多かった——的な形態があり得た。朝鮮語等の時間だけ例外的に朝鮮人児童を同じ教室に集めて授業をする「民族学級」的なものは、この「分級」的な形態を否定することによって成立することになる。こうして「自主学校」ばかりか「分校」、さらには「分級」的なものすらも絶対に認めないという行政の姿勢は、朝鮮人学校の「完全閉鎖」という言葉により示された。上述した小沢有作による類型では、「分級」的な形態に着目しないがゆえに、「完全閉鎖」をめぐる攻防の焦点も曖昧になってしまう。⁵⁾

もう一つは、この相反する力の攻防が地方行政組織と地元朝鮮人との「交渉」として行われたことに留意する必要がある。⁶⁾ここでは交渉に先立っては、すでに警察力を用いた強制閉鎖措置が行われている。その際には、朝連を不法団体と規定する強権的な法を背景として行われたが、すでにそうした手段を用いてしまったことから、さらなる強制的な措置は形式的な名分すら立ちにくい状況にあった。すなわち、「自主学校」として学校教育法の枠組みに関係なく存続する教育施設に介入する手段は相当に限られていた。それだけに、行政としては交渉により「妥協」「譲歩」する姿勢を示しつつ、朝鮮人学校の「完全閉鎖」を求めていくことになる。それは、まがりなりにも「交渉」という形態をとるがゆえに、警察力を用いた強制閉鎖措置のような意味での暴力性は露わになりにくい。非対称な力関係の中での「交渉」における権力の働きに留意する必要がある。

以上のような仮説的見通しに基づきながら、本稿では、学校の閉鎖と児童生徒の公立学校への転入をめぐる行政と朝鮮人側との攻防を、愛知県宝飯郡小坂井町（現豊川市）所在の愛知第六朝連小学校の事例により検討する。具体的には、一九四九年一月の同校に対する知事による閉鎖命令執行直後から、五一年一月に当校の朝鮮人児童が小坂井町立小、中学校への転校を完了し、「朝鮮人学級」が成立するまでの一年余りの時期において、小坂井町における朝鮮人教育施設の「完全閉鎖」を求める県・町による措置とそれに対抗する朝鮮人側の跡を明らかにする。

資料として、愛知県教育委員会事務局宝飯事務所（以下、「宝飯事務所」とする）『朝鮮人学校関係綴（昭和二十四～二十七年）教育課』（愛知県公文書館所蔵、以下、『関係綴』とする）を用いる。⁷⁾『関係綴』は、学校閉鎖措置以後、一九五二年までの朝鮮人学校に対する宝飯事務所の行政

措置に関わる二五〇頁ほどの綴である。愛知県通牒、担当者の打合せ会の記録やメモ、復命書、協議記録、朝鮮人児童生徒の宝飯郡内小、中学校への転入状況などで、閉鎖措置後の愛知県と小坂井町当局による実際の対応状況がわかるものである。これと併せて、『中部日本新聞（三河版）』記事と占領軍の日本側窓口となった外務省地方連絡調整事務局の下にあった東海北陸連絡調整事務局の文書等及び地元関係者の聞き取り調査により、事実関係を補足した。⁽⁸⁾

□引用した資料について

- ・『朝鮮人学校関係綴（昭和二四年～二七年）教育課』を典拠とするものは、出典名を『関係綴』と略記した。
- ・資料において使用した括弧のうち、（ ）は原資料にあるもの、〔 〕は引用者による注記及び補足を示す。

一 朝鮮人学校閉鎖措置

（一）知事による閉鎖命令

一九四八年五月の文部省との「覚書」により、愛知県では、同年一〇月三〇日、朝連経営の小学校一〇校、同分校一七校、中学校一校が知事による学校設置認可を受けた。いずれも学校教育法第一条による小学校及び中学校である。⁽⁹⁾この時、認可学校の名称を統一して「愛知第〇朝連小学校」としたこと、⁽¹⁰⁾一九四六年に開設された小坂井町の朝鮮人学校も、行政側の公式名称では、愛知第六朝連小学校（以下、朝連小学校とする）とされた。⁽¹¹⁾文部省資料では、当校は教員数五名、児童数二三〇名とされている。⁽¹²⁾一九五〇年の国勢調査によると、小坂井町人口一一、二六一人中、「朝鮮在籍者」は八四〇人である。宝飯郡八町六村（二〇六、八三七人）の「朝鮮在籍者」総数は一、〇七〇人であり、小坂井町は、愛知県東部では有数の朝鮮人集住地であった。⁽¹³⁾

一九四九年一〇月一二日、政府は、団体等規正令による朝連解散を理由に「朝鮮人学校処置方針」を閣議決定の上、翌一三日、通達「朝鮮人学校に対する措置について」を発し、「措置要綱」及び「措置細目」に基づく措置を都道府県に命じ、一〇月一九日、都道府県当局が朝鮮人学校に対し措置を通告した。設置者が朝連であると見做した学校は、即刻「廃校」及び学校施設、財産の接收措置を、それ以外の学校には、一四日以内に財団法人の改組又は新たな設置や各種学校設置の認可申請を命じた。⁽¹⁴⁾愛知県では、設置者が朝連と見做されたことによる学校の「廃校」

及び校舎等の「接収」はなく、前年一〇月認可された朝連経営小、中学校には、法人改組による再度の認可申請が命じられた。そのため、旧朝連経営の学校のうち、私立中学校一校、私立小学校一〇校、同分校五校が財団法人愛知県朝鮮人学校管理組合連合会を結成し、一〇月二〇日に愛知県を通して、文部省に法人認可申請をした。

これに対して、一月四日、文部省は法人設立を「不相当」として不許可の決定をした。文部次官の指令書は、「収入が不安定であるので法人運営に支障を来す」「法人役員が」旧朝連の構成員でないことについての証明がない」など、不許可の理由七点を明示した。¹⁵一月六日、愛知県知事青柳秀夫は、これを代表者李致五に交付するとともに、学校教育法第一三条の規定に基づく学校閉鎖命令を発した。さらに、各学校責任者に対して、「学校閉鎖について」の文書を発し、「通告書が交付されたから御了知の上直ちに学校を閉鎖されたい」とした上で、在校の児童生徒を「住居地の公立学校に編入」させることを求めた。¹⁷

以上が一月初旬における県内朝鮮人学校に対する愛知県当局の措置である。ここでは、文部省が、すでに一月一日の時点で、通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」により、閉鎖後の児童生徒への処遇について具体的内容を都道府県に指示していたことに留意する必要がある。この文部省方針がこの後の地方での対応の枠組みとなるからである。

（二）「交渉」とその争点

愛知県では一月六日の学校閉鎖命令により、学校閉鎖と公立学校への編入をめぐる行政当局と朝鮮人側との攻防が県内各地で展開されることとなった。

宝飯事務所吏員の「記録」によれば、小坂井町における町及び県行政当局と朝鮮人学校側との交渉は、一九四九年一月に三回、一年余りの空白期間を挟んで五一年一月に二回、合計五回にわたって行われたことを確認できる。¹⁸全五回の交渉について表1に示した。朝鮮人側の出席者については、全五回とも「教員」と書かれていることから、朝連小学校教員の鄭容珉、朴光澤は、全五回交渉の全てに参加した可能性が高い。児童以外で名前が確認できる者は、「井原」（本名、尹）、「朴」、「金甲坤」、「金永基」の四名である。¹⁹金甲坤は、一九五一年一月の知事「勧告書」では「宝飯郡小坂井町所在教育施設管理者」と記されているが、学校長であったかは確認できない。金永基は、第五回では「朝鮮人代表」とされている。「記録」に登場しないが、五一年一月の「勧告書」手交の場に登場する「李守鉉」は、学校建物の名義人であり、交渉にも出席した可

能力がある。これら五名はいずれも当時四〇才から五〇才代で、朝連小学校の管理組合、若しくは理事会的な組織の中心的存在であると同時に、地域の朝鮮人社会の代表格として、以前から小坂井町役場など行政機関との関係が出来ていた人物と考えられる。第一回から第三回までの交渉は、校長、教員や学父兄が中心であったが、第四、五回の最終交渉には、これら代表格の人物が登場してくる点にも注目したい。

また、交渉では、朝鮮人児童がどのような形で小坂井町立小学校に転入するか、すなわち転入後の児童の就学様態が問題とされた。とりわけ、朝連小学校の校舎を小坂井町立小学校の「分校」（類型Ⅱ）とせよ、との朝鮮人側の要求を認めるかが焦点となった。最終的には、町立小、中学校に「民族学級」（類型Ⅲ）を開設することで妥結することになる。錯綜した「交渉」の様相を分析する前提として、図1に類型Ⅱ及び類型Ⅲにおける朝鮮人児童の就学様態を模式的に示しておく。

類型Ⅱの公立小学校「分校」とは、朝鮮人小学校の校舎を朝鮮人児童のみを収容する公立小学校の分校とするものである。公立小学校に就学する形式をとるが、児童はこれまでの校舎で、これまで通り朝鮮人のみで集団で授業を受けることになる。公立小学校の管理下となることから日本人教員（分校主任、学級担任）の配置、朝鮮人教員の採用、教育課程等の調整が問題となる。また、類型Ⅲの公立小学校「民族学級」は、公立小学校の中に朝鮮人の特設の学級を設けるもので、「分級」の形態と「抽出」の形態がある。「分級」の形態は、普通学級とは分離し

表1 朝鮮人側と行政当局との交渉

| 年 | 日 時 | 交渉の名称 ^{*1} | 出席者〔名前は判明した者のみ表示〕 | | | |
|-----|-----------------------------|---------------------|--|----|--|----|
| | | | 日本人側 | 人 | 朝鮮人側 | 人 |
| 第1回 | 11月9日 19 - 23時 | 朝鮮人学校閉鎖に伴う懇談会 | 小坂井町長鈴木、小坂井東小学校長山口、小坂井西小学校長福田、小坂井中学校長近田、PTA代表等 | 18 | 校長、教員、父兄代表 | 14 |
| 第2回 | 1949年 11月12日 15 - 17時 | 宝飯事務所への陳情 | 宝飯事務所長伊藤、教育課長長谷部 | 2 | 教員3名（鄭容珉）父兄代表2名 豊相烈、金喆洙、李萬錫、朴昌二 ^{*2} 児童12名（文世華、姜榮姫） | 17 |
| 第3回 | 11月14日 15 - 17時 | 県・町・学校の三者協議会 | 宝飯事務所3名（教育課長、主事、係員）小坂井町長、助役、町会議長 | 6 | 校長、教員2名 管理組長 学父兄代表9名（男3、女6） | 13 |
| 第4回 | 1951年 1月2日 (不明) | 朝鮮人代表との協議会 (町役場) | 小坂井町長、助役、東小校長、町会議長太田、宝飯事務所2名（教育課長、主事鈴木） | 6 | 井原、朴、他に6名 教員3名（鄭容珉） | 11 |
| 第5回 | 1月8日 14 - 17時 | 朝鮮人児童受入交渉会 (町役場) | 小坂井町長、神谷助役、町会議長、東小学校長、宝飯事務所2名（教育課長、主事） | 15 | 井原（尹）、朴、金甲坤、金永基 教員（鄭容珉、朴光澤）他 | 18 |

* 1 名称は宝飯事務所による「記録」にあるもので、行政側が附したものもある。

* 2 下線を付した4名については、「記録」に以下の記述がある。「始めに氏名の記帳を依頼したが、拒んだため、取次には是非必要である旨つけたが応じなかった。所長より要求があつて、しぶしぶ応じて記した。但し「昨日書いたのもほんとうのものではありませんよ」と言っていたから真偽は明らかでない。」

て朝鮮人児童をまとめて収容する学級を設けるものである。少人数の場合には二学年合同の複式学級の場合もあり得る。児童は朝鮮人学校ではなく、公立小学校に通うことになるが、ここでは終日、朝鮮人の子の集団で朝鮮語等の「民族科目」も含むすべての教科の授業を受けることになる。公立小学校の校舎内であるが、日本人とは分離されている点で「分校」的意味合いが強いものである。また、「抽出」の形態は、普通学級とは分離した特設の学級を設けることなく、普通学級に「分散」して転入させ、その上で、特定の授業時間帯に、または授業終了後の放課後の時間帯に別教室に集めて「民族科目」の授業を受けさせるものである。「抽出」では、朝鮮人のみの集団による授業が限られた特定時間のみとなり、「分級」とは大きく異なる。

以上、「交渉」では、転入に際して「分校」か「分級」か「抽出」かが争点となる。さらに、小坂井町の場合は、ここに「学区」という問題がかかわってくることも留意する必要がある。小坂井町は名古屋鉄道線路を挟んで東小学校、西小学校の二学区に分けられているが、朝連小学校の朝鮮人児童は両学区に居住していた。「住居地の公立学校に編入」させるという文部省・県の方針に従えば、仮に「分校」や「分級」を設置するには、「学区」を越えることが要件となる。

(三)「交渉」の経過①—一九四九年一月

愛知県による学校閉鎖命令の二日後、一月八日に第六朝鮮人学校学文

| 就学様態の類別 | | 朝鮮人学校校舎 | 日本公立小学校校舎 |
|---------|---------------|---------|-----------|
| 類型II | 「分校」 | | |
| | 「分級」的な形態の民族学級 | | |
| 類型III | 「抽出」的な形態の民族学級 | | |

(教) 朝鮮人教員 (教) 日本人教員

図1 朝鮮人児童の就学様態—類型II、類型III (模式)

兄会は、宝飯事務所に「要求書」を提出した。²⁰「朝鮮人学童は別教室に収容」「朝鮮人教員の採用」「朝鮮歴史、地理、朝鮮語を正課目に」の三条件を「受諾するあかつきに於て本校を閉鎖する用意あり」とするものである。これが翌日から三回の交渉の焦点となる。交渉は、学校閉鎖命令の受容を前提としたものであり、朝鮮人側にとつて大きな譲歩を意味したことに留意する必要がある。この譲歩の引き替えとして要求したのが右の三条件である。「別教室」の含意は明確ではないが、その後の経過も考え合わせると、「抽出」形態の「民族学級」設置に止まらず、「分級」「分校」が想定されていたものと思われる。

一月九日、朝連小学校校長及び教員、父兄代表等一四名が小坂井町と交渉した。この第一回交渉には、町長、各校校長、PTA代表等一八名が対応した。朝鮮人側は、「要求書」に対する回答を求めたが、町長鈴木登進は「県教育委員会より何等の特別指示のない段階に於ては要求には応じかねる」として回答を保留した。四時間に及んだ交渉の詳細は不詳である。²¹

一月一二日には、教員三名、保護者二名、児童一二名が県教委の出先機関である宝飯事務所に「陳情」した。九日の町側との交渉以降、教員や保護者は連日のように事務所に行ったようであるが、「記録」にないことから、これを第二回交渉とする。「記録」の冒頭には、「始めに氏名の記帳を依頼したが、拒んだため、取次に是非必要である旨つけたが応じなかった。所長より要求があつて、しぶしぶ応じて記した。但し「昨日書いたのもほんとうのものではありませんよ」と言っていたから真偽は明らかでない。」とある。「韓相烈」「金喆洙」「李萬錫」「朴昌二」の四名は、他に確認できていることから、偽名であった可能性がある。宝飯事務所では、交渉の前半を所長伊藤武が、後半を教育課長長谷部半平が対応した。²²

冒頭、朝鮮人側の「代表」である教員鄭容珉は、「児童達が自治会の決議によって代表者を選んで来た」として、児童四人が発言した。児童と宝飯事務所所長との間で、以下のような問答がなされた。²³

児童1 「私達の学校は何故閉鎖になったのか。誰も調べに来なくてもそれでよいのか。私達の学校はお父さんやお母さん方が血と汗で建てた学校である。基本金がいくら少なくても尊いお金で建てた学校を閉鎖するとは余りにひどいではないか。」(傍線は引用者による。以下同様)

児童2 「私達の学校を閉鎖しないでください。」

児童3 「私達が学校で朝鮮語や朝鮮の歴史を習っているのが何故悪いのか。私達はやがて帰国しなくてはならない。その時国語を知っているか。なくては恥ずかしくて帰ることも出来ない。全く無茶だと思う。」

所長 「課外で習うことは認められている。」

児童2 「朝鮮語を教える先生があるか。」

所長 「適格（教員適格審査に合格した証明）があればよい。」

児童3 「私達が四年間たのしく勉強した朝鮮人としての教育をどうしてくれるか。」

所長 「日本の学校に入って朝鮮語を課外ですればよいのではないか。」

児童4 「朝鮮の先生がいなくて、私達は絶対に日本の学校へは行かない。」

児童1 「入学の手続きを私達がとらなかつたらどうなるか。」

所長 「義務教育は受けなくてはならない。主旨から言っても間違っている。」

児童2 「主旨とはどういうことか。」

所長 「マ（マッカーサー）司令部覚書によって、日本の方針、法律に従わなくてはならない。」

児童4 「それでは、日本の国語を三時間習えば朝鮮語を三時間という風に平等に習うことが出来るか。」

所長 「…」

児童3 「所長さんが言われたように学校が終わってからは、家の仕事を手伝わなければ暮らして行けないからとてもできない。」

所長 「…」

児童2 「所長さんは法律に従わなくてはならないと言っても、法律が悪くても従わなければならないか。悪い法律があったから私達の学校は閉校になった。」

所長 「法律に悪いものはない。良いことだから決められたのだ。」

各地で学校が強権的に閉鎖され、小坂井町においても教員や保護者たち大人による閉鎖や転入の条件をめぐる交渉が始まった中で、児童が「お

父さんやお母さん方が血と汗で建てた学校」で「朝鮮語や朝鮮の歴史を習っているのが何故悪いのか」「〔課外〕では」家の仕事を手伝わなければ暮らして行けないからとでもできない」などと閉鎖措置そのものを糾したことは、朝鮮人学校問題をめぐる最大の当事者である筈の子どもが運動の前面に登場したものとして重要である。対する所長の側は、「抽出」形態で、「課外」に民族科目を設けることならば認めるものの、それ以上の譲歩をするつもりはないという姿勢をあらかじめ示している。その根拠の正当性を問う朝鮮人児童の追及は鋭く、単に教員や保護者の意向に従って発言しているのではなく、自分たちにとって切実な問題として考え、行動していることを窺わせるものである。

この後、教員と所長及び教育課長とのやり取りとなった。転入の条件をめぐる問答を以下に示す。

教師3 「受入れについても我々は要求を持っている。児童を分散して入学させることについては絶対に反対である。特別学級を設けて朝鮮の国語、歴史、地理、社会科を朝鮮人の先生から教えてほしい。正課として教えてほしい。これだけは絶対にまげることが出来ない条件である。この件についての所長の見解は。」

所長 「義務教育の立場から困る。」

教師4 「こんなことが出来なくてどうして閉鎖したか。」

教師4 「…何も日本の学校へ無理に入れなくてもよい。今の我々の学校を分校にしてそのままやっていったらよいのではないか。日本語を習う場合には日本の教師が何人来てもよい。専任者を置いてもよい。仙台では分校を作っているではないか。川崎では強制的に閉鎖しておいて校舎に入れる余裕がないというので再び分校として後へ戻しているではないか。」

所長 「交通不便な処では日本でも分校を持っている。」

所長 「受け入れ児童の数によって学級編成を作らなくてはならない場合にはそうなる。」

教師 「特別学級を設けて今までどおりの朝鮮人教師をつけることを要求する。特別学級を設けられなかったら朝鮮人として価値のない人間をつくってしまう。朝鮮語も使えないことになる。日本の学校へ入っても朝鮮の文化だけはどうしても守る。」²⁴

このように、教員は、「児童を分散して入学させることには絶対反対である」とした上で、「分校」もしくは「分級」「特別学級」による受入

それを提案した。これは、「要求書」の「朝鮮人児童は別教室に収容」の延長線上で要求を具体化したものである。その際に川崎市等の事例を挙げていることは、政府が地方に責任転嫁したことによる混乱を利用しながら、要求の正当性を主張したものと見て注目される。これに対して、伊藤は「義務教育の立場から困る」とだけ答えた。また、「朝鮮語等を正課に」の要求について、教育課長長谷部半平は、「課外にはできるが、その範囲がある」とだけ述べるに止まり、県の回答が示されることはなかった。最後に、長谷部は、「（次回は）校長、管理組合の委員長、学父兄の意志をうかがいたい」が、「話がしにくいから児童、教師には〔出席を〕遠慮してほしい」とした上で、朝鮮人側、宝飯事務所、小坂井町の三者合同会議を一月一日に開くとして交渉を打ち切った。これ以降の交渉の場には、児童が登場することはなかった。

なお、第二回交渉の中で、教員鄭容珉は「県より来た通牒を見せよ」と求めた。この場合の通牒とは、前日一月一日付で、総務部長及び教育長より発せられた通達「朝鮮人生徒、児童の転入学について」である。これは、同日一日付の文部事務次官通達を受けたもので、「閉鎖学校の児童生徒にして公立学校に就学すべきものは市町村又は学区の一般の学級に編入」させるべき等を指示したものである。なお、県教委は、この通達の前日、一月一〇日に県内全小中学校に三、〇〇〇名の朝鮮人学校児童生徒の受け入れについて通知しており、翌一日付「中部日本新聞」は、これを「朝鮮児童温く迎えよ、県下受入学校に通達」と報じた。ここでは、愛知県は文部省の指示に従い、公立学校へ転入処置を「滞りなく」進めようとしたことを確認しておく。以上、二回の交渉により、攻防の焦点は、①「分校」または「分級」の設置、②「朝鮮人教員の採用」、③「朝鮮語等を正課に」の「三条件」となった。

第三回交渉は一月四日、「三者協議会」として小坂井町役場で開かれた。前二回と異なり、宝飯事務所が招集したものである。朝鮮人側の出席者は、学校長及び「学父兄代表」と限定されていたが、これまでの交渉の主体であった教員は二名が「学父兄」として参加した。前回交渉とは異なり、「学父兄」代表なる人物（氏名不詳）が交渉の前面に立った。先にあげた五人の代表格人物の一人とみてよい。交渉の冒頭の部分を以下に示す。²⁶⁾

教育課長「事務所長の命により、朝鮮人小学校児童の日本人小学校への受入れについて御意見を願いたいため御参集を願った。町長並びに地元の校長にも参集を願ひ三者集って、きたんのない御意見をおうかがいしたい。すでに地元としても相談を願ったし事務所でも会見し、皆さん方（朝鮮人側）の御意見は再三伺って承知しているが、学校閉鎖は、知事の命令であって、教育委員会は今後の受入れについて責

任を持つのであって、本日はこの問題について話し合いをしてみたい。皆さん方も子供さんが一日も早く出校出来るよう、私たちも暖い手を差し伸べているのであるからどうか互譲の精神で話を運んでいただきたい。…」

朝「朝鮮人学校」、校長「一言お断りしておくが、民族性を無視しない境界線は守って御相談を願いたい。」

朝、代表「朝鮮人側の次の要求に添った話合いでなくては、本日の会合は意味がないことを申し上げておく。第一の条件として、今まで朝鮮人学校でなされていた朝鮮の国語、歴史、地理、社会、音楽を教科に入れてほしい。第二の条件としては今までの校舎を公立学校の分校としてほしい。第三の条件として、適格審査の通っている教師（朝鮮人）を全部採用すること。この三条件に添った話合いでなかったら打切ってもらいたい。」

課長「文部省、県指示に添ってお答えする。第一の条件については学校教育法にないからできないことである。第三の条件については講和条約のむすばれていない現在、朝鮮人の身分がわからない。法務庁で研究中であるが、今わかっていることは、校長、分校長を除いて教師に採用することが出来る。但し、適格のみでは教員としての有資格者でなくてはならない。第二の条件については、県当局に聞かなくてはならないから即答しかねる。」

朝、代表「それは朝鮮人に対するぶじよくである。ポツダム宣言よりしても朝鮮人は解放民族である。日本人は朝鮮人の下位にある。法文そのものを解釈すればそうであろうが、朝鮮民族の特性を考えれば、一方的な注文だけの解釈は成り立たない。」

学父兄代表の提示した要求項目は、以前に提示した「三条件」を基本的には踏襲したものであった。その上で、①については、「今までの校舎を公立学校の分校としてほしい」として、「分校」という方向性を明確にした。第一回交渉の「別教室」から第二回交渉の「特別学級」または「分校」、第三回交渉の「分校」へと要求の水準は上がってきていることを確認できる。第二回交渉に見られるように、他府県のカかわる情報が伝わってくるにつけて、なぜ他府県で認められることが自分たちの場合は認められないのかという思いも強まってきたものと思われる。

教育課長長谷部の説明により県の方針がほぼ明らかになった。まず、③については、「学校教育法にないからできない」としつつも、「一週二時間の自由研究の時間」や「課外」で実施の可能性を提示した。また、②については、「講師として採用できる」とした。ただ、①すなわち「分校」については、「即答できない」として回答を保留した。行政内部資料の「朝鮮人児童受入計画」には、「課外で行う朝鮮語、朝鮮歴史の教員

については実情調査の上文部省の示す範囲内に於て考慮する」とあることから、②と③については条件付きで許容する判断をしたといえる。²⁶⁾

また、第三回交渉では、行政側が「児童については何等資料を得ずに手ぶらでは受入れが出来ないから名簿を出していただきたい」として、児童の在籍数、名前、住所等の情報提供を執拗に求めたことも留意する必要がある。校長はこれを一旦は承諾するが、学父兄代表が「結論が出るまで保留」として拒否した。「朝鮮人児童受入計画」には、「朝鮮人側より在籍児童名簿を提出せしめる」という一項があり、交渉での行政側の重要な懸案であった。在籍児童名簿は「受入計画」作成には必須の情報だからである。行政の側で朝鮮人教員の採用や、朝鮮語等の教授について一定の譲歩の姿勢を示したのは、そもそも朝鮮人学校の実情を把握できていないという弱みがあったということも考えられる。それだけに朝鮮人側では単純にこれを提出するわけにはいかなかった。そのため、「記録」末尾には「児童教師に対する情報一切拒否」と記されている。

結局、第三回交渉はまとまらなかった。「関係綴」には、これ以後、年内に行政当局と朝鮮人側での協議が開かれたという記録は見当たらない。そのことから、行政による児童の転入措置は、この時点でいったん頓挫したと考えられる。朝鮮人学校は、行政上の範疇としては存在せず、ただ、事実上において、いわゆる「自主学校」として存続することになった。一般的には正式に学校として認可されていない教育施設で学んだ場合には、正規の学歴が得られないために「自主学校」的なものには生徒が集まりにくいわけだが、朝鮮人学校の場合には行政上の認可がなくても十分に存続し得た。他方、行政の側ではすでに警察力による強制閉鎖という強権的措置は発動してしまった上に、「児童教師に対する情報」も入手できないという状況において、多分に手詰まり状況に陥っていたと思われる。その後、年内のいくつかの動きが新聞や『関係綴』より確認できる。

朝連の機関紙的な役割を担っていた『解放新聞』は、一月一六日に朝連小学校児童二〇〇名が宝飯事務所に押し掛け、反対署名を提出したと報じている。（本文末尾、資料1参照）朝鮮人側はなお継続して町や宝飯事務所に働きかけていたとみられる。²⁷⁾

一月三日には、小坂井町長鈴木登進が県教育委員会からの照会に対して、「従前の学校において自習と称し、勉強している模様」と回答した。町当局も「自主学校」としての実態を認識していたことがわかる。その上で、鈴木は「町においても強制的に入学せしめることは紛糾を起す虞」があるとして、「末端町村に責任を負わず、全面的に国、県においても責任ある措置を講ぜざること」を求めた。²⁸⁾人口一万人ほどの町に千人近い朝鮮人住民を抱える地元町長としての困惑した様子とともに、「末端町村に責任を負わず」という文言は、国による強制措置の結果生じた問題の処理を地元町村に転嫁させることへの抗議と読むこともできる。

二月に入っても県当局による画策が継続した。『関係綴』には、宝飯事務所教育課長長谷部による「朝鮮人学校生徒会諸君」宛の二月三日付

の手紙文が残されている。「愛知県宝飯地方事務所」所定の罫紙に書かれたものである。「県に行つて皆さん御希望をお話して頼んで来ましたが、分校はとてもむづかしい」ので、「一日も早く日本人学校へ転学してください」という内容である。²⁹⁾一月一六日の児童来訪への回答とみられる。これが実際に送付されたか確認できないが、一月二月になつても転入は進まないことから、長谷部が直接児童に働きかけ、事態を打開しようとしたと考えられる。(資料2に全文)

さらに、一月二三日には、宝飯事務所主事鈴木寿亀ら吏員二名が、「元第六朝連小学校実情調査」を実施した。鈴木らは、まず、小坂井自治警察署に行き、署長及び部長から、「毎日授業をしていることは間違いない」「大体建物そのものを教育目的に使用することがすでに違反ではないか：早く断を下すべきであろう」とする報告を受けた。その上で、朝連小学校を訪問し、五人の教員と以下のような話を交わした。³⁰⁾

問 子供は元気にやっているね。 [答] 「子供は無邪気に遊んでいるが早く何とか解決して戴かんと困る。」

問 授業は何時間くらいやっているか。 [答] 「授業はやっていないが、毎日子供が集つて来て自立的にやっている。大体五時間位で帰らう。」

問 昨日学芸会をやったそうだが： [答] 「プランは立てたが予算がなくてできなかった。全然何も行はない。」

問 先生たちは毎日何をしているのか。 [答] 「職をとられたので何もすることがない。毎日遊んでいる。収入がなくては生活に困るから民生委員に願つて助成して戴かうと思つている。」

問 お互いにこのままの状態では子供が気の毒だ。何とか出来る範囲内で、話合うではないか。 [答] 「分校を認めたらどうか。日本人の学校に朝鮮の国語、歴史をやる先生がいるか：」

学校の教育活動は禁止され、小坂井自治警察署の監視下に置かれながらも、「自立的」な「授業」を継続していることが確認できる。ただし、教員が中心となつて「授業」をしていると語ると、正規の教育施設でないにもかかわらず「授業」をしていることを問題とされる可能性があるためだろう。教員の側の答え方は慎重であり、ただ「遊んでいる」ということを眼目とする応答となっている。教員の生活については、朝鮮人コミュニティの中で互助的な関係がつくられていたものと推測されるが、「収入がなくては生活に困る」という事態は確かに生じていた可能性が

強い。

こうした小坂井町の動向の一方で、県内の別の地域では、これとは異なる事態も進行していたことにも留意しておきたい。『中部日本新聞』の報道によれば、東春日井郡小牧町立小牧小学校では、「朝鮮人側、日本学校両者の話合いがいち早く円満につき」、一月二十六日に受入式を行い、「朝鮮人児童学童十九名」が「各級に一、二名ずつ編入され楽しい勉強がはじまった」という⁽³¹⁾。これは、愛知第五朝連小学校小牧分校（児童数約三〇名）が「自主廃校」されたことにより、児童が地元の小牧小学校に「分散」して転入したもので、小牧町は「民族学級」などの措置をとることはしなかった。

他方、名古屋市では、一月二日に市教育委員会が市内の朝鮮人学校三校をそれぞれ名古屋市立小学校の「分校」とする決定をし、中村区の愛知第一朝連小学校（児童数約二四〇名）が牧野小学校分教場、千種区の愛知第二朝連小学校（児童数約三七〇名）が大和小学校分教場、港区の第三朝連小学校（児童数約一五〇名）が西築地小学校分教場とされることとなった⁽³²⁾。しかし、交渉では「時間割」「朝鮮人教員」「教育用語の問題」など実施をめぐる基本的な問題で対立した。翌一九五〇年二月二十五日になって、朝鮮人側は、朝鮮人だけの独立校舎を備えた「分校」の確保を優先するなどの観点から、「原則として、文部省の規定する教科課程の外に朝鮮の国語と地理、歴史を課外に設ける」とする市教育委員会の線で交渉を妥結した。これにより、三月三日、愛知第一朝連小学校には、新たに日本人教諭七人が赴任、朝鮮人教員は三名が「講師」として「採用」され、牧野小学校分教場（学級数六）として「開校式」が行われた⁽³³⁾。しかし、朝鮮人児童の強い反発により、開校当初の運営は困難を極めたという。牧野小学校校長渡辺甚一は、次のような回想を残している。

〔開校式の〕当日、「朝鮮人児童が」「日本人教師は反動吉田内閣の手先である」と罵って、持参したみやげのノートを、突っ返したり、それからずっと暴行に近いふる舞いを受けたり、「名古屋市立牧野小学校分教場」の門札が、どうしてもかけられなかったことなどは、当時の空気をよく物語るものと思う。かくして、險悪そのものの空気うちに、卒業の日が来た。そこで又、ひともめし、三月十五日朝朝鮮学校卒業式、三月十七日朝野小学校分教場の卒業式としたが、日本人教師の目の前で卒業証書を破りすてた子供もあつた⁽³⁴⁾。

この回想は日本人教師の立場から書かれたものであるが、卒業証書を破りすてた子どもの側からすれば、強圧的な措置により自分たちにとつ

て重要な学びの場が大きな変質を迫られたことへの憤りや痛みの感覚が消えることはなかったということであろう。

この他、県内には閉鎖や転校には応ぜず、「自主学校」として授業を継続していたものもあった。³⁵⁾

二 朝鮮人学校「完全閉鎖」に至るプロセス

(一)「完全閉鎖」に向けた行政の画策

宝飯事務所の新たな画策が『関係綴』から見い出せるのは、一年後の一九五〇年一月である。前年一月六日の閉鎖命令以降、行政措置上は無認可教育施設とされた「元第六朝連小学校」は、小坂井東及び同西小学校に三〇名余りの児童が転出したものの、「毎日子供が集って来て自立的にやっている」状態で「事態は平穩」であった。

一月一七日、教員鄭容珉（他一名、氏名不詳）と児童二〇名が宝飯事務所を訪れた。「記録」によると、訪問は「朝鮮人学校閉鎖問題がまた再燃してきた。現に守山、浜松等は其の接収が始められた。これは当局より秘密指令が出された結果による。当事務所にも来ている筈。来ていたら見せてほしい。」というものであった。³⁶⁾他に、修学旅行の団体割引問題など経済的な困窮状況も訴えた。³⁷⁾

鄭容珉や児童が観測した通り、「守山や浜松」ばかりでなく小坂井町でも学校閉鎖問題は確かに水面下で「再燃」し始めていた。一月二十九日、宝飯事務所所長室で緊急に「学校完全閉鎖に関する対策協議会」が開かれた。出席者は、宝飯事務所所長及び内政、教育両課長、同係員、小坂井町長、小・中学校長、小坂井自治警察署長及び部長である。会では、「小坂井朝鮮人学校」等四校に対し、一月二日までに「完全閉鎖」させよとの命令が東海北陸民事部長官コルターより、³⁸⁾愛知県知事青柳秀夫になされたとの情報に基づき、学校閉鎖及び受け入れ態勢をどうするかが議題とされた。受入れは、「集団でなく日本人並に各学校に分散的に入れ」る、朝鮮人講師の採用においては、現朝鮮人教官は「マル共（日本共産党）の線が強いから望ましくない」が「拒否するには法的になかなか困難ではないか」などが協議された。ここで「分散的に」入れるというのは、「分校」はもちろん、「分級」形態の民族学級も認めないという姿勢を表すものと解釈できる。それこそが、「完全閉鎖」の意味するところだった。この措置の実施方法については、「学校教育法の第何条を適用するかは県の庶務課で、文部省、民事部等に連絡して研究する」とした上で、「とにかく一戦を覚悟でやらねばだめだ」とされた。³⁹⁾（資料3に会の記録）GHQの担当官による命令や、共産党関係者への警戒心が露骨

に示されていることに着目するならば、強硬姿勢の再浮上には、同年六月における朝鮮戦争の勃発が影響している可能性が強い。

一月三〇日、宝飯事務所教育課長長谷部は、愛知県庁での「朝鮮人学校閉鎖に伴う学童受入に関する打合せ」に参会した。会では、教育長鈴木慶太郎から、「完全閉鎖」という突如の命令は、一月二七日に東海北陸民事部長官コルターにより、直接知事になされたものであることが報告された。コルターは「朝連学校四校が」今尚朝連の建物を利用して学校教育活動を行って「おり、「共産党の温床となり極めて好ましくないにも不拘、知事は問題を敬遠して措置していない」と知事を叱責、「一週間以内に措置を講じて結果を報告せよ」と命じた。学校教育部長依田百三郎は、「解散命令が出ると暴動化する心配もある」から「受入態勢を完備しなくてはならぬ」とした上で、「中学校としては選択科目として、小学校は課外として朝鮮語の授業を一定程度認める」こととして、朝鮮人講師を採用するという案を示した。「完全閉鎖」に際しては、「暴動化」するのを防ぐために、「抽出」形態の「民族学級」は許容範囲とせざるをえないと判断されたことがわかる。^⑩（資料4に会の記録）ほぼ同様の経過が、東海北陸連絡調整事務局の文書からも確認できる。^⑪

以上、愛知県では、全国一斉の学校閉鎖措置後の地元での交渉が頓挫したことから、一年余りの間、実質的な「授業」の継続を黙認してきた朝鮮人「自主学校」に対して、一月から二月にかけて「完全閉鎖」に向けて動きが顕在化することになる。

（二）法的枠組み

では、「完全閉鎖」はどのような法的枠組みによりなされたのか。愛知県は民事部長官コルターより命じられた閉鎖期限の一月二日、四校に勧告書を手交した。小坂井町では、県庶務課、調査課等の吏員4名に警察関係者三名が加わり、朝連小学校に赴くが、宝飯事務所主事鈴木木の「報告」によると、「受け取りを拒否する教員との間で」押問答を一時間程やったが、堂々巡りに議論は終始して、けりはずかず、次第に父兄が学校に集り、形勢が険悪になりそうなので引上げを決意して帰路^⑫についたとされている。「手交」した勧告書は、以下のものである。^⑬

達庶第五八九 宝飯郡小坂井町所在教育施設管理者金甲坤殿、その他関係者殿

貴殿の経営（関係）する教育施設は、学校教育法第八十三条の規定による各種学校の教育を行うものと認める。従って、貴殿は同法第四条の規程によって各種学校施設の認可を受けなければならない。よって昭和二十六年一月四日までに必要な要件をととのえ認可申請すべきこと

を同法第八十四条の規定により勧告する。なお無認可の教育施設は監督庁の認可を受けるまで教育を行ってはならないから、本勧告後、直ちに授業を停止されたい。

昭和二五年一月二日 愛知県知事青柳秀夫 印

「知事勧告書」は、事実上継続していた教育施設の教育活動を停止させる根拠を学校教育法第八十四条の規定とした。⁴⁵ まず、当事者がどのように認識しているかにはかかわりなく、当該教育施設は「各種学校の教育を行うもの」と知事が認定する。その上で「各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告」し、同法第四条により認可申請を義務づけ、「認可を受けるまで教育を行ってはならないから」「直ち授業を停止」を命じるという論理である。このように今回「完全閉鎖」において、前年一月の閉鎖措置でとった第一三条による直接的な「学校の閉鎖」でなく、第八四条によるいわば間接的に「授業を停止」の方法をとったのは何故なのか。

この四校に対する措置について、文部省及び法務府の「関係係官」が協議した「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」という文書が残されている。文書は「大崎、往還、小坂井の朝鮮人に対して学校教育法第八十四条を適用して処置するのが妥当である。愛知県より文書照会があればこの旨文書回答する」とし、両庁の「見解」を示していることから、これを愛知県に通知したと考えられる。ここでは、「第八十四条」の適用が「妥当」とすべき理由を「昨年の閉鎖命令を出してから一年有余経過し、且つ設置者、教職員組織その他に同一性を認め難し、且つ第一条の学校認定が疑問であるからである」⁴⁶ としている。その上で、「第八十四条では強制執行をして当該学校を閉鎖したり、登校する児童を阻止することはできない」⁴⁶ ので「第十三条、第八十九条により責任者を罰し、間接的に当該教育が継続できない様にする以外にない」とした。⁴⁶ つまり、今回の「完全閉鎖」においては、前年のような強制的な措置は取れないことを文部省及び法務府が明示したわけである。なお、「法規解釈」について、東海北陸連絡調整事務局長宮坂章は、「県としては強制力発動の意思はあるが、上述の法的解釈に煩され未だ強制力発動に迄至っていない」とした上で、「学校教育法はむしろ助成的な法律であるので同法によって朝鮮人学校を取締ろうとするのは自体無理」とし、「取締のためには然るべき立法措置を必要」と、外務大臣宛て申進している。⁴⁷ 朝鮮人学校の「取締」のために新たな「外国人学校法案」が検討されるのは、一九六〇年代になってからであるが、すでにこの時期に政府関係者から新たな「立法措置を必要とする」との進言なされたことも重要である。

このように「知事勧告書」は、「各種学校設置の認可」申請のための猶予期間を設けており、その意味では、「強制力発動」を伴った「完全閉鎖」

とはなっていないかった。そのため、仮に申請をしても知事が認可しないことが前提であった。県としては、「平穩に」ことを運ぶには、このことをあらかじめ朝鮮人側に伝えておくことが必要であった。

二月三日、愛知県は県庁で愛知県の朝鮮人学校代表とされる金海領及び金茂一と会談し、庶務課長〔氏名不詳〕が、次のように発言した。⁴⁸
「教育法八十四条により勧告し、許可申請をするように通知してあるが、これは申請しても当然認可は来ない。従って閉鎖はまぬがれないから今のうちから懇談して平穩に受入したいからよろしく頼む。」これは、形式的には申請するよう通知するが、仮にに申請しても認可しない方針であることを事前に通告することで、申請そのものを断念させようとするきわめて乱暴な法運用であることはいうまでもない。

(三) 県の妥協案

二月三日の愛知県の朝鮮人学校代表との会談には宝飯事務所長谷部も出席し、双方で以下の協議もなされた。これが小坂井町での交渉の大枠を決めることになる。⁴⁹

長谷部課長「地元としてはこのままそっとしておいてくれるのがよいのだ。寝た子を起きぬ様にしてくれ。昨年は閉鎖しても一年そのままであった。今年も更に一年そのままにしておけば講和条約も出来て自然と解決するではないか。朝鮮人の立場も考えてやりたい。」

庶務課長「各方面から要望があっても今度は必ず学校を閉鎖する。このままで行くわけにはいかぬが、強制閉鎖はしたくない。何とか事前
に平和裡に処理したい。」

金海領「課外教育で民族教育をやることには反対だ。事実子供も疲れてしまつて出来ぬ」

庶務課長「法の範囲内で適用するしか仕方がない。分校はとでも認められない。結局公立学校へ收容する。收容した後で、朝鮮語を朝鮮文化を如何にして教えるかが問題だ。当方の態度をはっきり申上げると、分校は不可。正課も不可。課外でやるより仕方がない。教師は採用する。これは学父兄にも推薦はさせるが決定権は当然教委が持つ。この線で平和的に話合いたい。」

長谷部課長「君達も要求事項があるなら大いに具体的にここで要求してくれ。県が要求を聞く範囲なら事務所は直に応じるから。末端で無理な要求をせず、今大いにやってほしい。」

金海領「正課として民族教育をやるというのではなく、民族教育を、課外を、

何とか正課時間に喰込ましてくれ。全部課外でやるならば日本人に頼む要はない。」

庶務課長「正課の時間へ三分の一入るか四分の一入るか研究の余地がある。

全部を課外ではなくてもやれそうである。」

長谷部課長「クラブ活動や自由研究の時間、その他を考えれば、相当時間は入れてやれると考える。」

庶務課長「色々研究してみることが大切。だが今ここで結論は出まい。君等も確約は出来まい。更に具体的に地元と打合せて何とか一日も早く平和裡に処理出来る様願いたい。」

民事部に命じられた「完全閉鎖」を「平和裡に処理」したい県にとっては、「分校はとも認められない」とした上で、民族教育の一部を正課の時間に行うことも許容範囲としようとしていた。会談は、県レベルにおける朝鮮人学校「代表」と県庁との妥結に向けた交渉であったとみてよいであろう。

一週間後の一二月一九日、教育課長長谷部は小坂井町長及び町内三校長との「打合せ会」を招集し、一三日の朝鮮人学校代表との会談の顛末を報告した上で、小坂井町での具体策を協議、決定した。「打合せ会」の「結論」を長谷部による記録（「長谷部メモ」）により、表2に示す。「長谷部メモ」は、交渉の焦点であった「集団受入」という要求を「イ、分校又は分室を認めよ」と「ロ、集団受入をせよ」とに分けて示し、共に不可としている。⁵⁰「イ」では「分校又は分室」を認めたら、「朝

表2 「長谷部メモ」(1950年12月20日)

| | 申入れ事項 | 結論 | 理由 |
|---|----------------|---------|--|
| イ | 分校又は分室を認めよ。 | 認められない。 | ・県が認めない。・地元としても経費のかさむことは困る。校舎の修理、備品の購入、運動場の拡張。・朝鮮人学校閉鎖の意義がない。 |
| ロ | 集団受入をせよ。 | 出来ない。 | ・名古屋市その他の実績より考えて学校運営上或いは訓育上弊害多し。・集団受入をする為には音楽室、理科室、裁縫室が犠牲になる。日本人同様に受入れ可能なのに、殊更子供教育の犠牲を強いる要はない。・ <u>集団受入れをすれば教師（日本人）の問題に逢着し困る</u> 。・ <u>集団受入れをしている限りいつまでも日鮮人の融合は出来ぬ</u> 。 |
| ハ | 朝鮮語及び地歴を正課にせよ。 | | ・法改正がない限り不可能である。・課外なら考慮できる。・課外であるが、 <u>幾分実際運営面で操作できる</u> 。四年生以上3時間の自由研究、其の他で、4、5時間考慮、不足分は課外指導でやれる。三二一年は時間数が少いから操作できる。・カリキュラムを検討して出来るだけ便宜を図れる。 |
| ニ | 朝鮮人を教師に採用せよ。 | | ・中等校以上の卒業者で適格なものがあれば採用可能。・非常勤講師として契約により採用。・2人位入るではないか。月俸4000円まで支出。・現在の教員は不可、思想的に、採用しても民事部から拒絶されるであろう。・学父兄にも推薦はさせるが任免権は当然縣にある。 |

宝飯事務所教育課長長谷部半平による「復命書（1950年12月20日）」（『関係綴』）をもとに作成した。

鮮人学校閉鎖の意義がない」としている点が重要である。この場合の「分室」が何を意味するかは曖昧であるが、文脈から考えて「分校」の不完全な形式が示唆されているものと読める。「ロ」の「集団受入」についても、これを「出来ない」としている。その理由を「分校」については、この年の三月に名古屋市が三小学校に開設した「分教場」を「弊害多し」としている。また、「特別学級」については、特別教室三教室が「犠牲」となることなどをあげている。受け入れる朝鮮人児童を仮に一・二年、三・四年、五・六年の三学級に編成すれば、新たに三教室が必要となるということであろう。「集団受入」という言葉は、公立学校に朝鮮人を集団的に受け入れるというだけでなく、「分教場」または「特別学級」という形式で朝鮮人児童が朝から一緒に学ぶような「分級」的な編制を意味していたと考えられる。つまり、「完全閉鎖」に際しての行政側の許容範囲は、民族学級の中でも「抽出」形態までであったとみることが出来る。さらに「長谷部メモ」には、「（今後は）町が直接交渉し、難点に逢着したら〔宝飯〕事務所も参画し交渉する」「本日午後直ちに交渉を開始する」とあることから、一二月一九日以降、小坂井町が直接朝鮮人側への働きかけを開始したと考えられる。町は、一月当初に二回の交渉を設定することになる。

（四）「交渉」の経過②——一九五一年一月

一九五一年一月二日、小坂井町は、第四回交渉「朝鮮人代表との協議会」を開いた。交渉には「井原」と「朴」を名乗る人物が朝鮮人側の代表格として登場したことに注目したい。朝鮮人側は、年末の学父兄会決議として、六項目の要求事項を文書で示したが、焦点は、①「集団受入」にあった。ただ、決議文では「集団的授業を認めること」とされており、「分校」という文言はない。前年一二月の金海領らによる県庁での会談により、「分校」は困難であるという判断がすでに学父兄会側に醸成されていたとも考えられる。

町長鈴木は、「授業停止期日一月四日も目前に迫っているから種々意見もあろうが、この際穏やかに小東（小坂井東）、小西（小坂井西）両校に入学して貰いたい」として、学区ごとに分かれての転入を求めた。さらに小坂井東小学校長山口万次郎は「民族教育実施の為に二教室用意」でき、「一・二年は大体午前中だから問題無くやれる」と発言した。これは、朝鮮語等の民族科目を課外として実施することを前提に、「二教室は三・四年と五・六年が使用し、午前中に授業が終了する一・二年は午後空いている普通教室を使用したら、「問題無くやれる」という意味であろう。つまり、校長山口の提示は、正課の時間は日本人の中で授業を受け、課外の民族教育の時間は、用意する二教室で朝鮮人だけの集団で授業を受けるといふものである。これは、「抽出」形態の「民族学級」を意味するものであり、「分級」ではない。当然、代表格の朴は「朝鮮人父兄の希

望としては全部別にして教えて貰い度いと云うことだ。正課も全部別教室で教えてくれと云うことだ」と反論、井原も「我々としては三教室を欲しい」と要求した。三教室あれば、終日日本人とは分離した朝鮮人だけの教室、すなわち、「分級」が実現することになる。「集団受入」により「分級」的な「民族学級」を実現させること、それが朝鮮人側にとって譲れない、ぎりぎりの妥協点であった。

こうした意味合いから、三教室の確保が交渉での焦点となるが、この場では「来年度の予算で、できるだけ校舎の増築を考慮する」との町長発言で、曖昧なままひとまず折り合いがついた。また、東小、西小へ分散して転入することについては、代表格の井原や朴は、「分割されては困る」とし、「全部まとめて」東小学校に入ることを強く求めた。これに対して、町長は、「学区の問題は」そんなに簡単には行かぬ」として「名鉄線を境いとして東は東校に、西は西校に入れる」という見解を固持したが、最終的には「東校へ集団的に入れるよう努力する」と妥協した。学区を超えた転入を許容範囲としたことになる。一方、③「朝鮮語等を正課に」については、長谷部が「正課としては認められぬが正課時間に課外としてやる場合もあり得る」という微妙な案を提示した。これは県庁での会談における「課外を何とか正課に喰い込ませてくれ」という金海領の要求に符合するものである。具体的には、「朝鮮国語、地、歴は課外として実施する」が、放課後ではない正課の授業時間の実施も可という意味である。長谷部によれば、「課外」という形式をとるが、実質的には「正課」と同じ扱いになり、朝鮮人側の了解が得られる案であると判断したのである。⁽³¹⁾

以上、第四回交渉で合意されたのは「分校」ではなく、全員が東小学校へ転入し、朝鮮人教員による朝鮮語等の授業を実施するというものであった。そして、制度上は「課外」である朝鮮語等の民族科目を「正課の時間」に喰い込ませて実施するという微妙なものである。しかし、「正課の時間」の実施といっても、朝鮮人児童を東小学校の通常の学級に「分散」して転入させた上で、「正課の時間」に数時間だけ通常の学級から「抽出」して、別教室で朝鮮語等の授業を実施するもので、朝鮮語等の民族科目を放課後から授業時間中に移したに過ぎない。いわばパートタイムの「朝鮮人の集団的授業」であり、朝鮮人側が要求してきた「集団受入」とはかけ離れたものであった。

一月五日、愛知県は、一月二日の知事勧告書に明示した一月四日の各種学校認可の申請期限が終了したことから、他の三校とともに、朝連小学校にも教育停止を命ずる知事命令書を交付した。県によると、「十二月下旬万全を期し、之等学校責任者の出頭を求め、事前協議を行った」ことから、「平穩に之が命令書伝達をなした」とされている。⁽³²⁾

一月八日、最終の第五回交渉となる「朝鮮人児童受入交渉会」が開かれた。代表一八名による交渉の行方を見守るため、「児童や父兄達が氣勢

役場の外に集まっていた」。先ず、朝鮮語等の授業時間数について協議がなされた。そこでは、教員鄭容珉と課長長谷部の間で、時間数をめぐる対立が生じた。そのため、井原が妥協案を提案し、長谷部も最終的には「現在朝鮮人学校でやっている程度より余り低くならないようにやる」「学
校長と朝鮮側の教官にまかせる」と発言し、時間数は明確にしないままではあるが、決着した。最大の懸案は、「集団受入」についてであった。
協議の最終部分を以下に示す。

町長 朝鮮民族教科目の時間の時は集団でやるが、全教科を集団でやると言うことは今の校舎の現状では不可能である。だから分散で入つて朝鮮科目のときのみ集団でやって貰いたい。（それでも特別教室もつぶすのだから）

井原 教室が無いのだから、今直ぐ集団で受入れよとは云わぬ。将来校舎を建築されるときは、少くとも三教室は朝鮮人に解放して集団授業をさせてくれ。別に朝鮮人校舎と云わなくてもよい。

町長 できるだけ努力する。私の任期も残り少いから確約は出来ぬが…。

鄭〔容珉〕 教室数が足りないのだから、朝鮮人学校の教室を利用しては。

町長 それが出来ぬのだから仕方がない。朴、井原、両君も私と一緒に出県した時、県側で分校分室は絶対いけないと云っている。

□□〔二字不詳〕 集団授業の問題だけが残っているのだ。今直ぐにと云うのではなく校舎が将来出来た暁きにと云うのだから無理な注文ではない。又民族的偏見から云うのでもない。

議長 学区の難問題もあなた方の希望通り朝鮮人のみ特別の考慮で要求通りにしたのだ。近き将来は生徒数が増加するからどうしても校舎は増築せねばならぬと考えている。しかし御承知の如く吾々の任期満了は四月二十九日までの為、吾々が去った後の事を此場で確約は出来ぬし、又確約せよと云うのも無理だと思ふ。しかし一町民となつても努力はする。両者の間が円満に穏やか居れば必ず私はできぬ事は無いと思ふ。今任期終了後の先のことを約束しても価値はないではないか。

学校長 その辺でどうだ。お互いに信義の問題だ。

朴光澤 集団授業は単に生徒を集めるのが目的ではなく、民族意識をかもし出すのがねらいなのだ。

課長 それはよく解っている。

井原 子供が度々教室を移動しては落付いて勉強は出来ぬから、この点努力してほしい。集団受入れによる日本人対朝鮮人のトラブルは起こらぬよう父兄間で努力するから。

町会議員 本日代表者の方々が平穩裡に話を進められたことを感謝する。吾々は仮令議員の任期は終了しも、生命はある。今後出来るだけの努力を惜しむものではない。

井原 学父兄の与論は仲々強い。夜学でもよいから授業を続行するとまで云っているのだ。この線までもっていった吾々代表者の努力も買ってもらいたい。だからいきりたつ学父兄に、何分か安心させる有形のものをのこしてほしい。

課長 ここまでに到ればお互いに信頼するより他はない。私共も腹をはって誠意のあらん限りを示して参つたのだ。其れに反し君等は誠意の示し方が足りないのではないか。

朴、金押坤 今回の件で教育課長の盡してくれた誠意は全く感謝に堪えぬ。

朝鮮人 他日校舎が増築された場合にそうしてやるといふ約束くらい出来ぬ筈はずはない。

井原 新校舎ができた既に三教室を与える。校舎新築の運動委員にでもなってくれる気持はないか。そうすれば父兄も納得するが、このままでは又話はこじれてしまうとと思う。

町長 任期満了の約束などを越権であると云われたくない。

太田議長 早晚校舎は作らなければならぬ。私は其の場逃れのペテンを云おうとは思わぬ。朝鮮人側も町会議員の文教委員（現在六名）の如き専門委員をつくりPTAと相共に協力して努力すれば決して出来ぬ事はない。私は議員の任期さへあるなれば本日も貴下達に對し町長から確約させたい位に思っている。

課長 吾々は今日まで誠意ある限りを示した。ここでまで果してこわれれば止むを得ん。

朴 吾々代表者の学父兄との苦しいが両ばさみの立場も考えてほしい。せっかくここまでもってきたのに、このままでは、学父兄は吾々を信用しなくなる。現に児童や父兄達が大勢役場の外に集っているのが何よりの証査だ。吾々は小坂井町に関する限り平穩に事を解決して行きたい基本方針を終始一人今日迄続けて来たのだ。

町長鈴木は、全教科を朝鮮人だけの集団でやることは校舎の現状では不可能であるとして、「分散で入って朝鮮（民族）科目のときのみ集団」でやることに固執した。これが行政側の譲れぬ一線であった。これに対して、代表格の井原は「今直ぐ集団で受入れよとは云わぬ」が、将来校舎を建築されるときは、「三教室は朝鮮人に解放して集団授業をさせてくれ」と応えた。これは、将来の校舎増築の際に三教室を与えると確約すれば、分散で転入することを認めるという、井原によるさらなる妥協案の提示とみてよい。これにより、交渉の焦点は、町側が三教室を約束するか否かに移った。町会議員が別室で協議し、将来校舎建設の際には、全町会議員が協力委員になることで、交渉会は終了した。全教科を朝鮮人だけでやるという「分級」は実現することなく、毎日一～二時間程度の朝鮮語等の「朝鮮人の集団的授業」を実施するという条件で、小坂井東小学校への転入が合意された。かくして朝連小学校の「完全閉鎖」が決定したことになる。交渉会の「記録」には、「ここに於いて話は円満に妥結を見る」と記されている。ただ、合意の過程でなされた、教員の鄭容珉による「教室数が足りないのだから、朝鮮人学校の教室を利用しては」との意見や、朴光澤による「集団授業は単に生徒を集めるのが目的ではなく、民族意識をかもし出すのがねらいなのだ」の発言に留意すべきである。町、宝飯事務所の路線で交渉が妥結されようという中で、二教員はあくまでも「集団受入」は絶対に曲げることのできない条件だと主張しているものと考えられるからである。また、「記録」末尾にある交渉終了後の役場の外の様子についての以下の記述にも注目したい。

坂地在住の永原、盛んに室外の児童父兄をあじる。井原、室外の大衆、生徒に話をして一同を静ませ、おとなしく帰らせる。町民談に依れば、引きあげた彼らは朝鮮人学校に参集して父兄に納得さすべく相談をしているとのこと。³³

朝鮮人の中でも、交渉役の「井原」らと、「室外の大衆」・「生徒」の間には小さくない意見の落差があったことがわかる。当日交渉会場の役場に行ったという柳政一さん（当時一七歳）の証言は、当時の青年の立ち位置を示すものとして重要である。³⁴

最終的な結論が出る最終会議が小坂井の役場であって、そこに友達と三人で行ったのですけど、子どもは入ってくるなど断られて、会場へは入れなかった。まあ二〇人位が役場との交渉に入ったのじゃあないかな。会議が終わって帰ってきたら、日本学校に編入されるという話だって、なんでそういうことをやるのだというて、半ベそをかきながらお父さんに喰ってかかった。うちのお父さんはその中「交渉の場」

に入っていた。それで、みんな集まって一杯飲んでいられるといわれ、石山という人の家に集まって一杯飲んでいたわけ。⁵⁵ほくらはそれを聞いてその家に行ったのですよ。そしてどうして学校を売ろうなことをしたのだというと、これはもうしょうがない、これ以上やってもしょうがないということだった。そこでだいたい大人たちに喰ってかかったんですよ。三時間ぐらいいかな。時間にすると、年寄りたちは、これ以上やっても仕方がないという意見で、編入という形で民族学級をやるという形で譲歩したんだけど、若い人の中では、それとは違う意見で、すごく反発をした。

これらのことから、この条件での妥結を認めない朝鮮人も相当数いたとみてよいであろう。とりわけ当事者たる子どもにとっては、「抽出」形態の「民族学級」設置での妥結は、「学校を売る」に等しい行為であったことがわかる。

(五) 転入と朝鮮人学級の開設

一月二二日、小坂井東小学校で「朝鮮人学級受入式」が行われた。この日、朝連小学校から転入した朝鮮人児童生徒は、表3に示したように、小坂井東小学校に一二二名、小坂井中学校に二五名であった。東小学校では当年度当初の児童数は八八〇名、学級数は一九であったことから、児童数は約一、〇〇〇名に急増した。宝飯事務所から学校への「具体的指示事項」には、転入児童は「各級平等の人数となるよう配当」とあることから、例えば、同校第六学年が三学級としたら、二四名の転入朝鮮人児童は、各学級八名に「平等」に分散されて、日本人が主体の学級に「配当」されたことになる。「集団授業」は「民族意識をかもし出す」ことが狙いなのだという発言をあらためて想起するならば、そのような「民族意識」を演出することの困難な環境が意識的に構成されたことになる。

また、「具体的指示事項」には、朝鮮語等の授業は、週当たり「一・二年五時間、三・四年七時間、五・六年一〇時間」とした上で、「一・二時間の増減は可、学校長、教務主任、朝鮮人教師で協議決定」することとある。ただ、宝飯事務所の県教委への報告では、週当たり「一・二年四時間、三・四年六時間、五・六年八時間、中学生八時間」とあり、若干の食い違いが生ずるが、この範囲で朝鮮語等の授業がなされたとみてよい。⁵⁶

一方、教員は、同じ一月二二日付で、「朝鮮人学校児童受入に伴う任用」との事由により、朝連小学校の教員であった朴光澤、鄭容珉が同校非常勤講師として任用された。⁵⁷ただ、この時点で、小坂井中学校に朝鮮人教員が任用されたかについては不詳であるが、同年六月三〇日付で「朴

庸坤」が非常勤講師として任用されたことが確認できる⁽⁵⁸⁾。また、同月二十七日には、東小学校校長山口万次郎が入学した朝鮮人児童宅に、家庭訪問したと『東小学校沿革史』に記されている。設置された「朝鮮人学級」は、正課の時間に通常の学級を抜けて、別教室で朝鮮語等の授業を受けるいわゆる「抽出」形態で運営された。設置後の「朝鮮人学級」については、小坂井東小学校等の記録に殆ど残されていないことから、詳細は不詳である⁽⁵⁹⁾。ただ、運営は必ずしも「順調」ではなかったことが、『関係綴』からも窺える。同年六月二日には小坂井町役場に、同月四日には宝飯事務所にも多数の朝鮮人が来庁した。直接的には小坂井中学校教員二名が朝鮮人生徒に暴力を振るったとの抗議であったが、併せて、「学校を閉鎖し、日本学校に統合する際に行つた約束が誠意をもって実践されていない」などと行政当局を追求した⁽⁶⁰⁾。その後、時期は定かではないが、「抽出」形態の「朝鮮人学級」すらも、授業終了後に実施する形態に改められ、中学校では一九六三年度、東小学校では一九七二年度限りで学級そのものが廃止された。

まとめ

一九四九年一〇月の朝鮮人学校閉鎖措置により、愛知県宝飯郡小坂井町では、町内所在の朝連小学校の閉鎖と地元小、中学校への児童生徒の転入をめぐり、朝鮮人側と小坂井町及び愛知県宝飯事務所との間で、「完全閉鎖」まで一年三か月にわたる交渉が継続した。各地で警察力による強制閉鎖が行われている状況のもとで、朝鮮人側が行政に要求したのは、朝鮮人児童だけを対象とした「分校」または「分級」の設置、「朝鮮人教員の採用」「朝鮮語等を正課」の三点であった。一九五一年一月の交渉の妥結により、転入先の小、中学校には「民族学級」が開設され、朝鮮人教員による朝鮮語等の授業が開始された。しかし、転入児童は、「各級平等の人数となるよう」に分散され、「抽出」形態の「朝鮮人学級」の場でのみ、朝鮮人の集団が確保されるに止まり、朝鮮人側が強く求めた「分校」「分級」は実現することはなかった。全五回の交渉記録をみると、

表3 小坂井町立小、中学校の朝鮮人児童生徒の就学者及び転入学者数

| | 小坂井西小学校 | | | | | | | 小坂井東小学校 | | | | | | | 小坂井中学校 | | | |
|--------------------------|---------|----|----|----|----|----|----|---------|----|----|----|----|----|-----|--------|----|----|----|
| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 | 1年 | 2年 | 3年 | 計 |
| 1949年10月末現在の就学者数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 4 | 0 | 7 | 5 | 2 | 0 | 0 | 14 | 0 | 4 | 2 | 6 |
| 1949年11月から50年11月末までの転入者数 | 4 | 3 | 4 | 0 | 0 | 2 | 13 | 12 | 3 | 8 | 4 | 2 | 4 | 33 | 10 | 7 | 1 | 18 |
| 1951年1月22日の転入学者数 | | | | | | | | 24 | 20 | 26 | 17 | 11 | 24 | 122 | | | | 15 |

『関係綴』所収の各学校より宝飯事務所宛の報告文書類をもとに作成した。

行政側には、交渉を「平和裡に処理」するため、一定程度の民族科目や朝鮮人教員の採用は許容できたとしても、公立学校の中に「分校」や「分級」という朝鮮人のみの集団を設けることで、「民族意識をかもし出すこと」（教員鄭容珉）は絶対に認めないという意思が通底していたことがわかる。「完全閉鎖」の本質は、一年前の強制閉鎖という強権的な措置の延長線上にありながら、朝鮮人児童という集団を個々ばらばらに解体して日本人児童の中で少数者の立場に置くことにあったといえる。

ただ、一方では、一九四九年末文部省が通達により「分校」を容認し、都立朝鮮人学校、神奈川県各地の「分校」のみならず、地元名古屋市も「分教場」を認めていたにもかかわらず、小坂井町ではなぜ実現しなかったのかという疑問が残る。朝鮮人多住地域で成立した「公立学校」「分校」という分離教育の背景には、朝鮮人の一斉転入に伴う公立学校の教育秩序の混乱という、日本人住民の側での「迷惑」論があったとされている⁽⁶⁾。朝鮮人集住地である小坂井町も同様であったはずである。「完全閉鎖」は他ならぬ軍政当局から直接命じられたものであり、朝鮮人学校的なものを極力排除しなければならなかったこと、「分校」等の設立から一年以上経過し、そこでの教育活動に「弊害」が多いとの認識が日本人教育関係者で共有され始めていたこと、などをその理由として考えている。

閉鎖措置の一年後、学校は「平穏」であったことから、事実上、授業の継続を「黙認」していた知事に「完全閉鎖」を命じたのは、文部省ではなく、地方行政を監督する位置にあった占領軍地方民事部であったことにも注目すべきである。本稿では「共産党の温床となる」とする指摘に止まったが、朝鮮戦争の最中、朝連解散以来停滞していた朝鮮人の運動がこの時期に活発化してきたことへの占領軍の対応とみることもできよう。これまであまり取り上げられなかったこの時期の占領軍の朝鮮人教育への関与、とりわけ「無認可教育施設」への対応について、検討する必要がある。さらに、行政による一定程度の「妥協」や「讓歩」が生まれたのは、「無認可」「自主学校」となった朝鮮人学校に対しては、一九四九年一〇月以前よりも行政側のとりに得る手段は限られており、法的枠組みの整合性に無理があることを行政側が自覚せざるを得ず、だからからこそ、行政側も交渉に応ぜざるを得なかったという点も重要である。また、この「法規解釈」については、朝鮮人学校の「取締」は、学校教育法では困難であり、「然るべき立法措置」が必要との申進が、すでにこの時期に政府関係者からなされていたことも明らかになった。

一年余りにわたる運動により交渉は妥結したが、朝鮮人側の対応は必ずしも一つにまとまったものではなかった。朝連という全国組織を失い、町村レベルの地域で地元の朝鮮人が行政当局と直接対峙しなければならなかった事情も大きく作用したに違いない。さらに、父兄代表格の人物と校長・教員との微妙なずれや会場外に待機した児童や父兄等が交渉結果に必ずしも納得したわけではなかったことが行政側の「記録」から明

らかになった。また、証言からは、交渉をまとめた大人たちと地域の子ども・青年層との間に亀裂が生じたことを推測させた。さらに、交渉の場で理不尽な閉鎖措置そのものを糾した児童代表の発言や、県事務所への集団での陳情活動、閉鎖反対の署名活動などの子ども自身による学校閉鎖に対する反対運動からは、子どもたちは、大人たちによる合意をどのように受け止めたのだろうかという問いも生まれた。以上のような一連の経緯が「分散入学」させられた子どもたちにとつていかなる経験であったのかということについて、さらに調査を重ねる必要がある。

*本研究では、数回にわたる地元で調査にあたって、小坂井在任の次の皆様から多くのご教示をいただいた。柳政一さん、金海東さん、金昭子さん、山内律憲さん、山本保雄さん。皆様に感謝の意を表したい。

■資料1

『解放新聞』一九四九年一月二三日「署名簿を提示 愛知小坂井小学生たち」（原文朝鮮語）

（愛知支局発）去る一六日、愛知県小坂井町 第六朝鮮学校児童二百名は自治会議での決議として、一、朝鮮語、朝鮮文字、朝鮮歴史を学ぶ朝鮮学校の閉鎖に反対。二、朝鮮学校教師の使用を認めよ。三、朝鮮教育に朝鮮人教員を認めよ。という要求条件を持って、小坂井町宝飯地方事務所に迫り、所長に上記のような要求条件を提示したところ、所長は児童を蔑視する態度で「子供達のわかることでないから帰れ」と応えた。それで児童たちは「学校は、学生達が勉強する学生の家である。われわれの学校、われわれの勉強を奪うことに対して、どうして学生たちとは関係ないのか」と、責任を追及すると、彼は「それは上司の命令だから仕方がない」と責任を回避した。それで児童たちが、再び「上部命令だけに服従して、人民の意志は無視するのか」と糾弾すると、所長は「地方の人は一人も学校閉鎖に反対するものはない」と話したので、この時に児童たちは四千余名の反対署名簿を提出し、「これを見よ。このような反対者がいる」と言ったら、彼は何も言えなかった。このような闘争が進行している中、電話で連絡した武装警官三〇名が出勤してきた。児童たちは「層層激して警官の周囲を取り囲んで、「あなたたちはわれわれを捕まえに来たのか。われわれは警察署で死んだとしても、われわれの学校を守る」と、勇ましく話したら、警察たちも感心して「いいえ、あなた達を弾圧はしません。乱暴をするから来てくれとの電話があったから来ただけです」と言いながら、何もせず眺めていた。事態がこのようになったため、所長も仕方がなく「今日この場で確答は出来ないで、二、三日待つてくれれば誠意ある答えをする。そして出来る限り、あなた方の期待に応えるように努力する」と話した。そのため、児童たちは長時間にわたった闘争を終わらせ、午後六時半に退去した。

■資料2

宝飯事務所教育課長谷部による「朝鮮人学校生徒会宛の手紙文」（一九四九年一月三日）「関係綴」

拝啓 先日もう申越しのあった分校を認めてほしいということで、県に行つて皆さんの御希望をお話して頼んで来ましたが、一、分校はとてもむづかしい。二、日本人の子供と同様に学区の学校へ入学することとはっきり言はれましたので、せっかくの御願いでしたがなんとも仕方がありませんでした。それから、今日文部省から通知があつて、分校はみとめられないと言つてきましたので、あなた方のお気持ちには同情しますが、とにかくこの際一日も早く日本人学校へ転学してください。学校へ入つて勉強をつけながら、皆さんの願いがかなうやうに努力していただくことが賢明でせう。来週中位いのうちに、ぜひ学校に入つてくれるように他の子供達にも話会つて、みんな仲良

く行ってください。しばらくの間は何かと不便でせうが、すぐになれて楽しく勉強出来ることを信じてめます。十二月三日 宝飯事務所教育課長〔長谷部半平〕

■資料3

「学校完全閉鎖に関する対策協議会」の記録（一九五〇年一月二十九日）『関係綴』

〔省略〕三、会合者 ○事務所側―所長、内政課長、教育課長、主事鈴木、竹本、囑託今泉 ○学校側―小坂井中学校長、小坂井東小学校長、小坂井西小学校長 ○町村側―小坂井町長

○警察側―小坂井自治警察署長、部長桜井

四、課題 小坂井、横須賀、大崎、花田（往還）の朝鮮人学校に対し、来る十二月二日まで完全閉鎖をさせようと民事部長官より知事に話あり。随って如何にして是が閉鎖を行うか、受入れ態勢はどうするか、の問題について協議。

（一）受入れ態勢〔省略〕

- ・受入は集団でなく日本人並に各学校に分散的に入れたい。 ・分散受入ならば特別に学級増をしなくて受入れができる。 ・県では受入れによる学級増に対しては朝鮮人五〇名に対し、一名の割で、教員を増配する。俸給も県で負担すると云っている。 ・年令該当の学年に編入する。
- ・父兄本人の希望があれば希望学年に入れる。 ・現朝鮮人教官の講師採用は、尙〔日本共産党〕の線が強いから望ましくない。 ・講師採用は事務所長の代決であって、拒否するには法的になかなか困難ではないか。 ・受入れる場合、教科書の準備はどうか。
- ・本屋の残本と各学校より四、五冊宛供出を願ったら。 ・小坂井付近でやると又騒ぐから西宝辺りの小学校に対して供出を願ったらどうだろう。
- ・何とかなると思うが、何年が何名転入するかがはつきり判らぬと一寸困るが。 ・まあ予め大体の数をふんで置いて、準備してほしい。

（二）完全閉鎖の方法

- ・学校教育法の第何条を適用するかは県の庶務課で文部省、民事部等に連絡して研究すると云っている。
- ・責任者をひとつとらえるよう手は無いではないが。 ・とにかく「線」を覚悟でやらねばだめだ。

■資料4

「朝鮮人学校閉鎖に伴う学童受入に関する打合せ」の記録（一九五〇年一月三〇日）『関係綴』

〔省略〕三、出席者（県側）教育長〔鈴木慶太郎〕、依田〔百三郎学校教育〕部長、石田〔雄一〕学務課長、平手指導課長、大塚主事、加藤鋭主事。（事務所側）愛日事務所、知多事務所、宝飯事務所、豊橋市役所。

四、協議内容

1、教育長経過報告

二十七日午前九時、コールター大佐に知事等が招集され、大佐より「愛知県に於ては今今朝連の建物を利用して学校教育活動を行つてゐる。これが共産党の温床となり極めて好ましくないにも不拘、知事は問題を敬遠して措置していかないのは遺憾である。却つて彼等を増強してせしめてゐる。昨年既に解散された筈であるのになぜであるか」と強く叱責を受けた。これに対し知事は、「事態は平穩であつたし、そうした報告を部下から受けてゐなかつたで知らずにあつた。ご説の次第であるならば、直ちに措置を講ずる」弁解した。これに対し、「県は手ぬるいではない。もっとはつきりやれ。」「週間以内に措置を講じて結果を報告せよ」と申し渡された。〔省略〕

2、依田部長〔報告〕

近日解散命令が出ると暴動化する心配もあるが、県としてはどこまでもやらなければならぬ。従つて受入態勢を完備しなくてはならぬ。

○施設―教室、机、腰掛、教科書 ○カリキュラム―朝鮮語は中学校としては正課（選択）小学校は課外として行う。 ○教員は五十人一学級として一名採用、県費支弁。事務所長の代決であるから、適当なものを採用してほしい。

3、質疑応答

○守山は現在二部教授で教室はないが、やはり二部で編入するのか（愛日） △同じように二部でやるより仕方がない。

○一学級五〇人を単位としてカリキュラムの関係と勤務時間の関係ではつきりしない。明確に示してほしい。（宝飯） △名古屋市では朝語三時間を全部に課してゐる。地歴は五年に一時間ずつやってゐる。京都は課外五時間要求して四時間実施。大阪は課外四時間。愛知県としては前述を参考にし、指導課と打合せて、至急に態度を決定する。

○現在教員を採用すれば（日本共産党）と思われるが差支えないか、不可ならば拒否する方法あるのか（宝飯） △我々の教師が入つては、閉鎖の真意も無くなる。然し書類が完備しとれば採用拒否も出来ぬが、決事項があるがよく県と談合をして研究してやりたい。

注

(1) 宝飯（ほい）郡小坂井町は、二〇一〇年二月に豊川市に編入され、同時に宝飯郡も消滅した。

(2) 文部省事務次官発、都道府県知事・教育委員会宛通達「公立学校における朝鮮語等の取扱について」（文初庶第一六六号）一九四九年一月一日。

(3) 李珍珠「在日朝鮮人の教育」『平和と教育』第二号、平和と教育社、一九五二年一月、一七一―一九頁。

(4) 小沢有作『在日朝鮮人教育論歴史篇』亜紀書房、一九七三年、二八五―二九二頁。

(5) ただし、小沢も「分級」的な形態を見越したわけではなく、滋賀県の「専属教室で午前中から朝鮮人教師によって民族学級が実施された」事例を「公立朝鮮人学校の学級版」としている。（前掲『在日朝鮮人教育論歴史篇』二八九―二九〇頁）

(6) 朝鮮人教育をめぐる、朝鮮人側と行政側との間でなされた「陳情」「協議会」「懇談会」「交渉会」などの様々なレベルの折衝を総称して「交渉」とする。

(7) 一九四九年当時、愛知県内一四カ所の各地方事務所には、教育委員会事務局事務所として教育課が置かれ、管内町村の幼稚園・小中学校や社会教育等に関する教育行政を担った。朝鮮人学校問題は、知事部局総務部庶務課と教育委員会事務局が所管し、実際の対応は各地方事務所教育課が担当した。宝飯郡地方事務所（所長伊藤武、教育課長長谷部半平、豊川市国府町下河原六二）は県東部の宝飯郡内八町六村を所管した。

(8) 特に当時の学校の様子と本稿に登場する朝鮮人についての情報は、柳政一さん（一九三三年生、豊川市宿町在住）へのインタビューによるものである。

(9) 「覚書」による朝鮮人学校認可までの経緯については拙稿を参照されたい。「占領期朝鮮人学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用」『教育史・比較教育論考』第二〇号、二〇一〇年、及び「占領期朝鮮人学校の教育費問題―「国庫負担申請」の背景とその意味―」『朝鮮史研究会論文集』第五〇集、朝鮮史研究会、二〇一二年。

(10) 小坂井町大字宿字古十王に所在した学校は、校舎二棟（教員室一、教室六）と運動場からなり、敷地・建物は個人名義となっていたことにより、団体等規正令適用による財産接収の対象とはならなかった。

(11) 教員は、鄭容珉、朴光澤、申東秀、他二名と校長の氏名は不詳である。

(12) Korean School file, 1949, GHQ/SCAP 文書 GS(A)02503 等。児童の中には学齢超過者も相当数いた。

(13) 町内の朝鮮人集住地のひとつであった佐脇原地区は、一九四三年軍需工場として開設された住友金属豊橋製作所の工場建設に従事した労務者の飯場があった場所である。「敗戦後（空襲により）廃墟と化した住友金属の跡地は町に返還されたが、佐脇原は朝鮮人部落」として残った。（住友金属の元飯場―佐脇原）『ニューズレター 三千里』NPO法人三千里鐵道、二〇〇八年一月）

- (14) 拙稿「占領期朝鮮人学校閉鎖措置の再検討」『世界人権問題研究センター研究紀要』第一八号、二〇一三年。
- (15) 文部省監理局長発、愛知県知事宛「財団法人愛知県朝鮮人学校管理組合設立許可申請について」(地管第一一七号)一九四九年一月四日、『関係綴』。
- (16) あおやぎひでお(一九九七～一九八六)一九二七年内務省入省、四七年官選最後の愛知県知事、五三年参議院議員(自由党)。
- (17) 愛知県総務部長及び同教育委員会教育長発通達「(諸第五〇四号)一九四九年一月六日、『関係綴』。
- (18) 五回の交渉記録は出席した吏員が逐次記録したもので「復命書」の報告として『関係綴』に綴られている。本稿ではそれらを一括して「第〇回交渉記録」または「記録」とした。
- (19) 「井原」と「朴」の名は不明である。
- (20) 愛知県第六朝鮮人学校学父兄会による宝飯郡地方事務所学務課長宛「理由具申書」及び「要求書」(一九四九年一月八日)『関係綴』。なお学校名称を「第六朝鮮人小学校」としているのは、朝連が団体等規正令により解散させられたことにより、「朝連」名称の使用が禁じられたことによるものと考えられる。
- (21) 「第一回交渉記録」『朝鮮人学校閉鎖に伴う懇談会記録』一九四九年一月九日、『関係綴』。「会谈内容の要点」が簡条書きで記されているだけである。
- (22) はせべはんべい(一九〇六～一九八九)一九三二年岡崎師範卒業、四四年愛知県河合村生平民学校校長等、四七年西加茂地方事務所教育課長等、五二年県立三谷水産高等学校長、六六年蒲郡市助役、七〇年蒲郡市長(八二年)。
- (23) 「第二回交渉記録」『小坂井町朝鮮人第六小学校代表者陳情概要』一九四九年一月二日、『関係綴』。
- (24) 前掲「第二回交渉記録」『小坂井町朝鮮人第六小学校代表者陳情概要』。
- (25) 「第三回交渉記録」『朝鮮人小学校代表、事務所、町村、三者協議会』一九四九年一月一日、『関係綴』。
- (26) 「朝鮮人児童受入計画」『関係綴』。作成者、作成日等の記載はないが、内容から小坂井町と事務所による「三者協議会」についての事前検討会の資料として作成されたと考えられる。
- (27) 『解放新聞』一九四九年一月三日。
- (28) 小坂井町長による「朝鮮人生徒の受入について」の照会に対する回答、一九四九年二月三日、『関係綴』。
- (29) 宝飯事務所教育課長長谷部による「朝鮮人学校生徒会宛の手紙文」、一九四九年二月三日、『関係綴』。
- (30) 宝飯事務所教育課主事鈴木寿亀等による「第六朝連小学校実情調査報告」、一九四九年二月三日、『関係綴』。
- (31) 「朝鮮の友達迎えて、小牧小学校の親善ぶり」『中部日本新聞』一九四九年二月九日。
- (32) 三校とも学校名称を「分校」ではなく「分教場」としている理由は、現時点では不詳である。
- (33) 名古屋市立牧野小学校分教場『私たちの歩み』一九五四年二月、名古屋市立図書館所蔵。
- (34) 渡辺甚一「分教場の五カ年」前掲『私たちの歩み』。
- (35) 愛知県内の朝鮮人教育の状況については、一九五三年二月現在の朝鮮人側の資料によると、「自主」一校、「分校」三校、「特設」六校とされている。(『愛知朝鮮中高級学校60年の歴史』二〇〇九年二月)
- (36) 愛知県では接収が決定された朝連所有の建物の明け渡し期限が一月二六日とされ、接収を実力阻止しようとする朝鮮人側と当局との間での激しい攻防状態にあった。(『中部日本新聞』一九五〇年二月四日)
- (37) 宝飯事務所兼任主事鈴木寿亀による「朝鮮人教師児童来所陳情についての報告」、一九五〇年一月十七日、『関係綴』。
- (38) 占領軍の軍政機構であった地方軍政部(M.G.Team)は一九四九年七月より地方民事部(Civil Affairs Team)に改称した。C・コルター大佐は、東海北陸六県を

- 管轄下とする東海北陸民事部第三代長官である。
- (39) 「学校完全閉鎖に関する対策協議会の記録」一九五〇年一月二十九日、『関係綴』。
- (40) 宝飯事務所教育課長長谷部による「朝鮮人学校閉鎖に伴う学童受入に関する打合会の記録（復命書）」一九五〇年一月三〇日、『関係綴』。
- (41) 『執務半月報（第二二二号）』一九五〇年一月（二六日・三〇日）東海北陸連絡調整事務局。「第一、総務関係（一）非公認朝鮮人学校 一月二十七日コールドラ長官は愛知県知事及び愛知県教育委員会事務局長を招致し、法務、教育両課長及び本官立会の上愛知県内に四つの朝鮮人学校が開かれて居る旨指摘した。知事より右は秘密に開かれており、当局へ何等承認を申請して来なかった旨答えた処、長官は直に閉鎖の処置を採り今後ともかかるモグリ学校が開かれない様監視すべき旨指示した。」
- (42) 宝飯事務所兼任主事鈴木寿亀による「小坂井朝鮮人学校に対する「知事勧告書」手交の報告」（一九五〇年二月二日）、『関係綴』。以下の記述にも注目したい。「（引上げの途中、朝鮮青年同盟の連中が自転車で当校にやってくるのに会う。）六、小坂井警察署に集合して、復命書に関し、種々打合わせなす。手交は出来なくても我々が勧告文を読み上げた処を後日の証拠にカメラに収めて置いたのは大成功であった。彼等も温しく話し分れば分る程、困る…。かかる所へ李守鉉（が）自転車で来り。彼と三十程懇談す。彼に勧告書を渡して貰うよう依頼して帰る。彼は「前回の接収、今回の件、何れも日本政府のやり方はひど過ぎる。米国の朝鮮侵略と何等変らぬ。朝鮮人学校の経営も経済的にえらい。現に父兄は月謝を二〇〇以上も出している。子供を学校に出したくとも金がなくて朝鮮人学校に上げる事も出来ぬ父兄もある現状だ。せめて朝鮮人だから朝鮮語位話せる人間にしたいのは親として当然ではないか。今回の勧告でも、認可をとるまで授業を停止せよとは少し無茶だ。一か月も学校へ行かずにいて、子供がどんなになるか位は貴殿方でもわかるはずだ。認可をとれと云われるが認可なんか全然とれぬことは分っている。それが出来る位なら今まで、難儀な経営はしては来ない。あなた方がよく知っている筈だ。話合いでやるならいくらでも相談して平穩にやりたいが、武装警官など出勤させてやるなら、吾々もあくまでも身命として反抗する…。」尚、朝鮮人学校の戸外で金甲坤は「朝鮮語の教育さえやってくれれば日本人学校でも朝鮮人学校でも同じことだ。」云っていた。」
- (43) 前掲「小坂井朝鮮人学校に対する「知事勧告書」手交の報告」。
- (44) 関係者からの聞き取りによると、金甲坤は校長ではなく、管理組合の理事であった可能性が高い。
- (45) 学校教育法第八四条（一九五〇年四月一九日改正による）都道府県監督庁は、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。但し、その期間は、一箇月を下ることができない。都道府県監督庁は、前項の関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き各種学校の教育を行っているときは、又は同項の規定による勧告に従って各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかった場合において引き続き各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。
- (46) 「朝鮮人学校処置に関する法規解釈について」（作成年月日不詳）『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』（「外交記録公開文書I-0043」、外務省外交史料館）。当文書の内容は別稿で論じたので、ここでは要点のみ示した。（前掲「占領期朝鮮人学校閉鎖措置の再検討」）
- (47) 東海北陸連絡調整事務局長宮坂章発、外務大臣吉田茂宛報告「朝鮮人学校閉鎖に関する件」（東海調整第五一一号、一九五〇年二月二日）前掲『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。
- (48) 二月一日三日の会談出席者、県側…総務部庶務課長、学事係長、教育委員会学務課主事二名、宝飯事務所教育課長（長谷部）、朝鮮人側…金茂一、金海領（両名の所属等不詳）『関係綴』。
- (49) 宝飯事務所教育課長長谷部による「愛知県庁に於ける朝鮮人学校代表者との会談」記録（一九五一年二月一三日）『関係綴』。
- (50) 「分室」とは朝連小学校の建物を町立小（中）学校の別教室として、朝鮮人だけの集団で継続して授業を受けるというもので、「分校」よりも実現のハードルが低いとして朝鮮人側から提示されたものと推測する。

- (51) 宝飯事務所による「朝鮮人代表との協議会」の報告（一九五一年一月二日）『関係綴』。
- (52) 東海北陸連絡調整事務局局長宮坂章発、外務大臣吉田茂宛報告「朝鮮人学校閉鎖に関する件」（東海調整第五一〇号、一九五一年一月一〇日）前掲『在本邦諸外国人学校教育関係朝鮮人学校関係』。本件に関しては、客年十二月十二日付東海調整第五一〇号往信及び同年十一月執務半月報第十二号にて報告申進したが、豊橋市大崎町、愛知県宝飯郡小坂井町及び豊橋市往還町の三校には学校教育法第八十四条を適用し、教育停止を命ずることとし、知多郡横須賀町在住朝鮮人文化学院に対しては、私学審議会の答申をも参照し、申請書類の内容審査及び現場調査に基き、内閣決定事項（昭和二十四年十月十日）の条項違反と認め、不認可とすることとなり、本年一月五日午後三時三十分右命令書を交付した。県側は命令書交付に先立ち、客年十二月下旬万全を期し、之等学校責任者の出頭を求め、事前協議を行ったため、往還町一校の父兄約三十名がスクラムを組み、係官の命令書受領を拒否したのを除き他は何れも平穩に之が命令書伝達をなした。右追報申進する。
- (53) 「坂地」とは小坂井町大字宿字坂地（当時）のことである。「永原」はこの妥結には反対をして父母や児童を「あじ」っており、当局が「朝鮮青年同盟」と目している人物であろうと推測するが、その存在も含め、現時点では不詳である。
- (54) 柳政一さんの話（二〇一四年六月一八日、豊橋市）。
- (55) 「石山」は「小坂井朝鮮人学校」に対する「知事勧告書」手交の報告に登場する李守鉉氏の通称名である。
- (56) 宝飯事務所所長伊藤武発、愛知県教育委員会教育長宛「朝鮮人教師採用について」（宝教発第三一〇号、一九五一年一月一九日）『関係綴』。
- (57) 小坂井東小学校「朝鮮人学校児童受入に伴う任用（一九五一年一月三日付）」非常勤講師朴光澤（旧中卒）俸給月五、〇〇〇円／非常勤講師鄭容珉（旧中卒）俸給月五、〇〇〇円。小坂井東小学校長山口萬次郎発、愛知県教育委員会宛「教育職員の任用について」（小東発第七三〇号、一九五一年一月一九日）『関係綴』。なお前掲「宝教発第三一〇号」において、宝飯事務所所長伊藤は兩名について「調査しましたところ朝鮮人教師として大体適当と思われます」と県教委に報告している。なお、鄭容珉は任用三か月後の一九五一年四月一日、朴光澤は一年後の一九五二年三月三十一日を以って退職している。
- (58) 朴庸坤（生年不詳）愛知大学修了、一九六〇年朝鮮大学教員、後に同副学長。著書に『チュチェ思想の世界観』（未来社、一九八二年）等。
- (59) 『小坂井町史』編纂にかかわった山内律憲さん（一九三七年生）の話（二〇一四年四月二日、豊川市）。
- (60) 「朝鮮人大学陳情についての報告」（小坂井町、一九五一年六月二日）及び「小坂井小中学校朝鮮人父兄来庁の件」（宝飯事務所、一九五一年六月四日）『関係綴』。
- (61) 東京都立教育研究所編『戦後東京都教育史上巻 教育行政編』一九六四年、六〇頁。